

名古屋港管理組合公報

平成20年3月28日

(金曜日)

号外第222号

目次	
条 例	
○給与条例の一部を改正する条例……………	1
規 則	
○給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期 日を決める規則……………	1

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十年三月二十八日
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第一号
給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「百分の百四十五」を「百分の百五十七」に、「百分の百八十五」とし、支給する時期ごとの割合は百分の七百二十五（特定管理職員にあつては、百分の九百二十五）」を「百分の百九十」とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 六月 百分の七百二十五（特定管理職員にあつては、百分の九百二十五）
- 二 十二月 百分の七百七十五（特定管理職員にあつては、百分の九百七十五）

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、休職の日の前日において第十三条第二項の規定の適用を受けて給与を減額された職員については、満三月に達するまでの休職の期間中であつても、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十に相当する額を支給する。

第二十一条の二第三項中「次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおり」を「支給する時期ごとの割合は百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）」に改め、同項各号を削る。

別表第二中「214,700」を「215,400」に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から、附則第五項の規定（名古屋港管理組合退職料条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第二号）第十一条第一項の改正規定に限る。）は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
(勤勉手当の内払)
- 3 職員が、第一条の規定による改正前の給与条例第二十一条の二の規定に基づいて、適用日以後支給を受けた勤勉手当は、改正後の条例第二十一条の二の規定による勤勉手当の内払とみなす。
(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 給与条例の一部を改正する条例（平成十九年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「及び第十二項」を、「第十二項及び第十三項」に、「附則第十三項」を「附則第十四項」に改め、附則中第十七項を第十八項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 第二条の規定による改正後の給与条例第六条第二項又は第三項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、管理者の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

(名古屋港管理組合退職料条例の一部改正)

5 名古屋港管理組合退職料条例の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(譲渡の禁止等)」に改め、同条第一項中「又は」を「、又は」に、「但し、国民金融公庫」を「ただし、株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「明治三十年法律第二十一号」を「昭和二十四年法律第百四十七号」に改める。

規 則

給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則を公布する。
平成二十年三月二十八日
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第一号
給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

給与条例の一部を改正する条例（平成十九年名古屋港管理組合条例第五号）附則第一項ただし書に規定する規則で定める日は、平成二十年四月一日とする。

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行所 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合